

平成 2 4 年 第 9 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 7 月 1 1 日 (水) 開催

仙北市農業委員会

平成24年 第9回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年7月11日（金）午前13時30分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員（25人）

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
5番 糸井淳	6番 倉橋重基
7番 新山昌樹	8番 大山久雄
10番 藤川栄	11番 黒沢龍己
12番 青柳良成	13番 真崎純孝
14番 高橋政敏	15番 門脇博美
16番 山手善美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
21番 田村博美	22番 山本實
23番 佐藤孝典	24番 藤村隆清
25番 辻均	26番 沢山純一
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員（2人）

9番 鈴木八寿男	20番 藤原由悦
----------	----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

(3) 農地改良完了報告書について

2. 議 事

(1) 議案第31号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第32号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第33号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

17番 石郷岡 勇 一

18番 千 葉 惣 永

9. 会議の概要

議 長 　ただ今から平成24年第9回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　カラ梅雨で、水不足の地域もあるようですが、明日からは雨の予報でしたので、中乾し等計画を立てている方もいると思いますが、大雨にはなってほしくないと願っております。

議 長 　それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　それでは議事録署名員に17番石郷岡委員、18番千葉委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 　《会務諸報告の朗読及び説明》（13時40分）

議 長 　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 　報告1。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。2件の届出があり、受理したのでご報告します。詳細につきましては資料に記載のとおりでございます。2件とも相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2。農地の転用事実に関する回答

書についてです。法務局より6件の照会がありました。1件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地は〇〇94番地4。地目が畑の79㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は非農地であると確認済です。転用許可は出ていませんが、元々1筆だった宅地を数筆に分筆し、申請地の地目だけが畑に変更されたとのことでした。

続きまして2件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地が〇〇55番地5。地目が田の169㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は車庫が建っていることから非農地であると確認済です。転用許可は出ていません。申請地は用水が来ておらず以前から不耕作状態だったとのこと。車庫を利用しているのは申請人ではなく、申請地の隣接地の所有者である〇〇さんです。続きまして3件目。

申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地が〇〇93番地9。地目が畑の349㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は非農地であると確認済です。転用許可は出ていません。申請地には自宅兼鮮魚店舗が建っています。申請人の先代が増築したとのことでした。農振除外済の土地であることから、転用する計画があったと思われます。続きまして4件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地が〇〇147番地5。地目が田の173㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は車庫が建っていることから非農地と判断されます。転用許可は出ていません。平成8年に住宅を建築した際に、申請地に車庫を建築したとのことでした。当時既に非農地化しており、それ以前から耕作していなかったとのこと。続きまして5件目。

申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地が〇〇146番地1。地目が田の1,385㎡。変更後の地目が山林となっております。土地の現

況は非農地であると確認済です。申請地は昭和58年に国調により地目が田に変更されておりますが、杉の木の育成状況からそれ以前から山林化していたと考えられます。続きまして6件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。申請土地が〇〇5番地。9番地1。10番地の3筆。地目が田の合計2,515㎡。変更後の地目が雑種地となっております。土地の現況は非農地であると確認済です。転用許可は出ていません。申請地には砂利採取のプラントがありましたが、利用していた企業が倒産しその後、〇〇工業が資材置き場として利用していたとのことです。この6件につきましては、現地調査の結果、周辺の状況、非農地に至った経緯等総合的に判断し、原状回復命令を発しない旨回答しております。報告1、2につきましては以上です。

竹下参事

続きまして報告3。農地改良完了報告書の提出があったのでご報告します。これにつきましては、前回総会で報告しましたが、改良届けの提出があり、それが完了した旨の報告書です。申請人、申請地は記載のとおりです。資料2、3ページに完成写真を載せています。この件につきましては、前回ご指摘がありまして調べたところ、農政部長名で平成11年に農地の形質変更については、いわゆる一時転用又は永年転用、農地法の許可は必要ないということですが、改良後に潜在的な違法性が発覚する場合や廃棄物を埋め立てる等の事例もあるということで要項要領を定めるよう指導があります。仙北市では様式は定めておりましたが、要項要領を定めてはいませんでした。他市町村の例を一つ上げると、大仙市では昨年8月に要項要領を作っているようです。議事終了後、協議事項に要項要領の案ということで掲げておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第31号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年7月11日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。申請は1件です。農地の所在が〇〇73番地1。登記簿現況ともに畑の341㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん71歳。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん47歳。申請事由は相手方の要望により贈与となっております。申請地につきましては、先代同士で移転の話がまとまっておりましたが、双方亡くなり、登記もそのままだったので今回の申請に至ったとのことです。受け入れ世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事となっております。この案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。門脇委員よりお願いします。

15番門脇 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第31号については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第31号については許可することに決定します。 (13時57分)

議長 次に、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。〇〇委員お願いいたします。

〇〇退席。(13時58分)

議長 議案第32号の整理番号3番について説明をお願いします。

竹下参事 議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年7月11日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 整理番号3番について説明します。農地の所在が〇〇57番地。登記簿現況共に田。面積が797㎡。権利は賃借権の設定です。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借り受けるのは農事組合法人〇〇。転用目的は共同農林業施設の建築。転用理由は、乾燥調整施設建築のためとなっております。永年転用の案件でございます。申請地の位置ですが、県道〇〇線から市道〇〇線の〇〇さんの自宅に隣接する農地の一部でございます。次に事業計画についてです。転用を必要とする理由は先ほど説明したとおりでございます。事業費は合計6,300万円。内訳は記載のとおりでございます。借入金と補助金、強い農業づくり交付金を利用する計画です。関連する他法令につきましては、農振法の用途地域の変更を行っております。通常であれば除外が必要ですが農業生産施設ということで農業振興地域の農用地区域内の農業生産施設用地に用途変更しております。次に被害防除計画についてです。隣接

農地への土砂等の流出を防ぐために緩衝地を設ける計画です。排水計画は汚水については汲み取り。雨水排水については自然流下で側溝へ流す計画です。隣接農地への日照関係ですが、10m未満の建物にするということで配慮されています。資料8ページからは各種図面を載せております。申請地の農地区分につきましては農振農用地区域に区分されます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を22番山本委員よりお願いします。

22番山本 7月9日に現地を確認してまいりました。隣接地に農地がありますが、黒沢さんが借りている農地であります。水利組合からの同意もいただいておりますので問題無いことを確認しました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第32号の整理番号3番については、許可相当とすることにご意義ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第32号の整理番号3番については、許可相当とすることに決定します。黒沢委員の復帰をお願いします。

〇〇帰席（14時10分）

議長 次に、議案第32号の整理番号3番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

竹下参事 整理番号1番と2番について説明します。農地の所在が〇〇70番地4。登記簿現況共に田。合計4筆の2,668㎡。所有権移転、永

年転用の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が〇〇市の有限会社〇〇です。転用目的は商業用店舗の建築。転用理由は、申請地の南側土地において大型食品販売店舗を営業しており、同地区にて大型店を建設することで互いに店の相乗効果が生まれ、地域住民においても買い物等の利便性も向上し、地域の活性化の意味でも本事業を計画したとなっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇88番地1。登記簿現況共に畑。面積が440㎡。所有権移転、永年転用の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん。転用目的は車庫及び物置小屋。転用理由は、営業用車両置き場、冬期間除雪に対応する重機等の車庫の必要性和雪捨て場、蔬菜栽培地の必要性から本事業を計画したとなっております。詳細につきましては、別冊資料の基づき説明します。整理番号1番については、資料の1ページの案内図からです。前回総会で〇〇の駐車場ということで申請があった土地の市道を挟んで向かい側の土地でございます。次に、事業計画についてです。転用理由は先ほど説明したとおりでございます。事業費は総額1,880万円。内訳は記載のとおりでございます。全額自己資金での対応となっております。過去の転用事業で未完了となっておりますが、前回総会でご審議いただいた案件でございます。次に、被害防除計画についてです。北側境界については、L型擁壁を設置し、隣接農地への土砂等の流出を防ぐ計画です。汚水、雑排水は公共下水道へ放流。雨水排水は自然流下する計画です。資料7ページから11ページに各種図面を載せています。申請地につきましては、都市計画区域内の近隣商業地域ということで原則許可の第3種農地に該当します。次に、整理番号2番に

ついてです。資料12ページの案内図からです。申請地の位置は転用事実に関する回答書についての報告であった件の市道を挟んで向かい側の土地でございます。事業計画についてですが、転用理由は先ほど説明したとおりです。事業費は総額800万円。資金計画は自己資金での対応となっております。被害防除計画については、隣接農地はありませんが土砂流出を防ぐために緩衝地帯を設けるということです。雨水は自然流下です。18ページから20ページに各種図面を載せています。農地区分といたしましては、第2種農地に区分されます。農振につきましては除外済です。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については6番倉橋委員をお願いします。

6番倉橋 本来であれば藤原委員が報告するのですが、所用のため欠席ということですので代わって説明します。6月28日に施工業者の総括部長立ち会いの下現地を確認してまいりました。北側に隣接する農地に藤原委員の水田があり、水稻を作付けしております。東側に隣接する農地は今回の譲渡人所有の農地であります。その他の隣接地は市道となっております。建設予定の建物は北側の境界線から5m離して建てる予定です。高さは10m弱ということで日照関係は問題無いと考えられます。雨水に関しては、建物の両側に側溝を設置し、市道の道路側溝に傾斜で流す計画です。北側に流れる水路に雨水が流出しないようにL型擁壁を設置し、上5cmほど頭を出して対応する計画です。冬期間の排雪についてですが、水路と隣接農地に積まれるとゴミも一緒に入ってしまうということを水利組合と隣接農地の所有者である藤原委員が問題視しております。事業主はそのようにならないように排雪を

計画しているということでしたが、問題になった場合は農業委員又は市が間に入り協議するということを記載した申し入れ書を作成し、お互い同意したところでございます。北側のスペースは搬入口を設置する予定であるということですので、そちら側に排雪することは無いとのことでした。以上です。

議 長 次に、整理番号2番については15番門脇委員よりお願いします。

15番門脇 6月26日に現地を確認しました。詳細については事務局の説明のとおりでございます、事業が完成している案件でございます。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第32号の整理番号3番を除く案件については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第32号の整理番号3番を除く案件につきましても、許可相当とすることに決定します。

(14時28分)

議 長 次に、議案第33号現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第33号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成24年7月11日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容を説明します。整理番号1番。土地の所在が〇〇161番地2。

登記簿地目畑。現況地目原野。面積が43㎡です。申請者が〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由が年月日不詳原野化です。この土地につきましては、隣接する道路が通ったことで元々1筆だった土地を分断され、現在に至ったとのことです。続きまして整理番号2番。土地の所在が〇〇46番地13。登記簿地目畑。現況地目山林。面積が1,170㎡。申請人が〇〇県の〇〇さん。非農地の事由が昭和47年月日不詳山林化です。この件につきましては、以前は周辺一帯畑として利用していましたが、通作等不便があり、不耕作地となったとのことです。国調により地目が山林に変更されましたが、申請地だけが畑のまま残ってしまったとのことでした。詳細については別冊資料を基に説明します。整理番号1番の申請地の場所ですが、資料の22ページに載せています。国道〇〇号線を〇〇地区から〇〇方面へ向かい、カーブを立ち上がった付近から左折し、数十メートルのところですか。次のページに申請位置図を載せています。周辺に農地は無いことが確認できます。25ページに現況写真を載せています。カヤ、ヨシが繁茂している状況です。続きまして整理番号2番についてです。資料の27ページをご覧ください。申請地の場所は国道〇〇号線を〇〇方面へ向かい、〇〇除雪センターの手前を右折し、林道を数百メートル進んだところですか。資料の29ページに現況写真を載せています。かなり立派な杉の木があり、山林化しているのが確認できます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については19番佐藤善栄委員をお願いします。

20番佐藤 6月28日に倉橋委員と藤原委員と事務局と私で現地を確認しました。申請地は隣接する道路より一段低くなっており、水が溜まってい

る状態で、畑として利用することは不可能であると確認しました。以上です。

議 長 次に、整理番号2番については、21番田村委員お願いします。

21 番田村 6月28日に現地を確認しました。資料の写真のとおり、40年来の杉林でございます。現地確認でも畑として利用するのは不可能であると確認しました。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第33号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第33号については許可することに決定します。 (14時37分)

議 長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。共済組合からの報告はありますか。

4 番三浦 今年は水稲共済の3年に1回の擁立に当たりまして、4方式ありますが、各方式の掛け金が値下がりしております。10a当たりの賦課金もこれまで500円いただいておりましたが、400円に値下げすることとなりました。少ない金額の値下げですが、農家の負担軽減を目的としたことですのでご報告させていただきました。次に、4月の爆弾低気圧に係る建物共済の支払い状況ですが、6月現在で1億5千万円の支払いをしております。以上です。

議 長 次に、農協からの報告等ありませんか。

10 番藤川 ありません。

議 長 次に、議会からの報告等ありませんか。

11 番 黒 沢 ありません。

議 長 次に、土地改良区からの報告等ありませんか。

17 番 石 郷 岡 昨日、合併研究会拡大幹事会が開催され、理事長等を交えて話し合
いをしました。内容は、平成24年度で合併を断念するか、今後も合
併研究会を継続するかということです。各理事長の意見としては、今
すぐ合併というのは難しいが今後、合併することになると思うので研
究会も継続するという事でまとまりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、協議に入ります。

藤原主任 協議事項1。農地改良届取扱要領の制定についてです。仙北市農業
委員会では、農地改良届の取扱について要領を定めておりません。よ
って、要領策定のため協議案件として提出いたします。前回総会で佐
藤孝典委員から農地届とはという質問がありましたが、農地を盛り土
したり切り土したり田から畑に変更した場合、農地を農地として利用
する場合は転用の許可等は必要はなく、農地改良届を提出していただ
くこととなっております。これにつきましては、盛り土した中に産業
廃棄物が捨ててあった等の問題が起こらないように要領を各市町村で
定めるよう平成11年に秋田県農政部長より通知がありました。近隣
市町村では大仙市で要項要領を制定しております。そちらを参考にし
て仙北市でも要項要領を定めたいということで今回の協議案件として
提出させていただきました。今すぐ取り決めるということではなく、
農地部会へ付託し協議して宜しいかどうかという判断をお願いします。
全体に関わることですので、農政部会の方でも意見等ありましたら
事務局へお願いします。協議のポイントといたしましては資料に記

載のとおりでございます。このポイントについて、大仙市の要領とマニュアルを参考にして農地部会の皆さんに協議していただきたいと思
います。以上です。

竹下参事

協議事項 2。農業者等との意見交換会の実施についてです。これにつ
きまして農業会議より実施要領等が届いております。これにつきましては、
農政専門委員会で開催するかどうかの協議をしていただきたいと思
います。次に、協議事項 3。第 5 6 回秋田県農業委員大会要請
事項についてです。今年は 1 1 月 5 日に能代市で開催されます。これ
についての議案として各委員会からの要請事項を取りまとめするとい
うことです。検討項目例として資料に 1 2 項目ほど載せています。昨
年の要請事項を参考資料として載せていますので、本日の総会で全委
員へ取りまとめを依頼し、最終的に 7 月 2 7 日開催予定の農政専門委
員会で協議し、8 月 7 日開催予定の第 1 0 回総会に協議事項として提
出しまして、皆さんに協議していただき農業会議へ提出したいと考
えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

これについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

(閉 会)

議 長

以上をもちまして平成 2 4 年第 9 回仙北市農業委員会総会を閉会
いたします。お疲れ様でした。(1 4 時 5 0 分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 9月 7日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 7 番 石 郷 岡 勇 一

署 名 員 1 8 番 千 葉 惣 永
